

○ 森林法（抄）（昭和 26 年法律第 249 号）

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第十条の七の二 地域森林計画の対象となつている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 市町村の長は、前項本文の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る民有林が第二十五条若しくは第二十五条の二の規定により指定された保安林又は第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林であるときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に当該届出の内容を通知しなければならない。

第二百十三条 第十条の七の二第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

○ 森林法施行規則（抄）（昭和 26 年農林省令第 54 号）

（森林の土地の所有者となつた旨の届出等）

第七条 法第十条の七の二第一項本文の規定による届出は、地域森林計画の対象となつている民有林について新たに当該森林の土地の所有者となつた日から九十日以内に届出書（一通）を市町村の長に提出してしなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該土地の位置を示す地図

二 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

3 法第十条の七の二第二項の規定による通知は、届出のあつた日から三十日以内に第一項の届出書の写しを添えてするものとする。